



龍コ第39号  
令和5年3月17日

龍ヶ崎市監査委員 様

龍ヶ崎市長 萩原 勇



令和4年度定期監査結果に基づく措置状況について（通知）

令和5年2月27日実施の監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

監査の種類	定期監査	監査の対象	市民生活部 コミュニティ推進課
監査の結果		監査の結果に基づく措置の状況	
[指摘事項] 令和4年度コミュニティセンター卓球台購入において、契約額が未記載の契約決議書により決裁が行われていた。契約事務において、契約額の確認は最も重要な事項の一つである。また、支出負担行為その他の決裁区分を判断する重要な事項でもある。早急に再発防止策を講じるよう求める。		契約事務手続きにおける一連の手順の確認が十分ではなかったこと。そして決裁時における記載内容のチェックが不徹底でありましたので、速やかに追記修正の対応を行い、今後については、あらためて事務手順及び記載内容の確認の徹底など、事務処理に漏れがないよう細心の注意を払います。	
[指摘事項] コミュニティセンター管理費及び旧長戸小学校施設管理費の土地賃貸借契約において、所定の手続		事務決裁において、本来取るべき適正な手続きへの認識が欠けていたことから、再度適正な方法について確認を行い、担当グループ	

及び決裁によらず各契約が締結されていた。一般に、土地賃貸借契約は、契約期間が長期にわたる等の性質に鑑み、当該契約締結の是非については、より慎重な判断が求められる等の事情から、不動産借受決議書に基づく市長決裁によるべき旨が財務規則に規定されている。早急な是正措置とともに、再発防止策を講じるよう求める。

内で共有しました。また、令和5年度更新分より不動産借受決議書に基づく市長決裁としました。

今後は事務手続きを進める際の確認を徹底することにより再発防止に努めます。